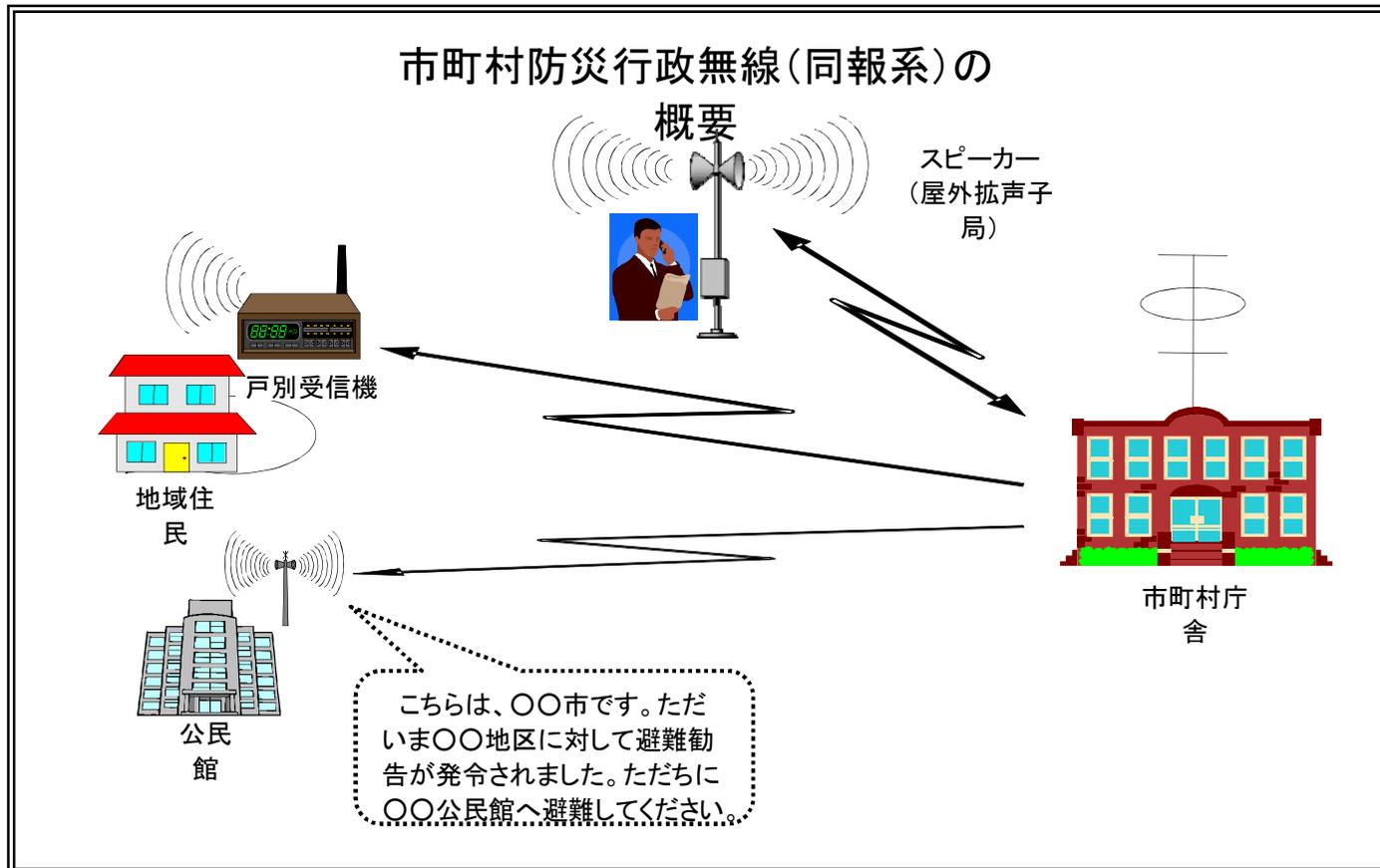


市町村防災行政無線(同報系)の整備状況 (平成21年3月31日現在)

参考資料1

市町村数	整備済団体数 (整備率%)	構成区分【速報値】			
		屋外拡声子局のみ (a) (整備済団体における構成率%)	屋外拡声子局 +戸別受信機(一部配備) (b) (整備済団体における整備率%)	屋外拡声子局 +戸別受信機(全戸配備) (c) (整備済団体における整備率%)	戸別受信機のみ (全戸・一部を問わず) (d) (整備済団体における整備率%)
1,800	1,362 (75.7%)	155 (11.4%)	796 (58.4%)	376 (27.6%)	6 (0.4%)



防災行政無線の戸別受信機の 各家庭への設置(兵庫県豊岡市)

- 平成16年の台風23号の際も活用
 - 当時も85%の世帯をカバーしており、避難勧告が伝えられた
- 平成15年より全家庭に戸別受信機を無償貸与
 - 従来より農村部や合併前の旧町では農協等からの有線放送が整備
 - 市街地を含めた全世帯をカバーする情報伝達手段整備のため無償貸与とした
 - 希望する事業所に対しては有償(30,450~44,100円)で販売
- 市内の95.3%の世帯をカバー(平成22年1月現在)
 - 転入者に対しても転入届の窓口で案内することで100%を目指す
 - 人口約9万人という自治体規模だからこそ全戸配布も可能に
(転入者が多い大都市では全戸配布は難しい)
- 日頃から行政情報を流すことで使われる無線に
 - 週2回(火・金)、朝晩(7:30、19:30)に行政情報を配信
 - 今後は更に使われることを目指して、防災の一口メモのようなことを定時に配信していくことも検討中



防災ラジオの配布

- 和歌山県湯浅町（無償配布）

- 屋外スピーカーが屋内では聞こえにくく、悪天候では雨や風の音にかき消されてしまうことから、災害時に情報が確実に届くように防災ラジオを町内全世帯（5670世帯）へ配布

- 2009年末配布予定、予算4920万円

- 長野県波田町（無償配布）

- 有償配布を検討したが利用者負担があると普及が進まないため全世帯（5200世帯）への無償配布を決定

- 防災情報のほか、火、金曜日の午後零時半と午後9時に町内行事を知らせる定時放送も流す予定

- 2008年度事業、予算4300万円

- 静岡県熱海市（有償配布）

- 携帯用防災ラジオを希望する市民に200円で有償配布

防災行政無線の戸別受信機の全戸無償貸与 —三重県菰野町—

<導入のきっかけなど>

●平成8年度及び9年度にかけて、「阪神・淡路大震災」（平成7年1月）をきっかけに、有線系の通信不能状況を想定し、無線による町民に対する情報伝達システムの構築を行った。当町は以前から、有線放送（農業協同組合による全世帯加入の仕組み）があり、それを通じて行政情報を提供していたことから、全世帯に無償貸与を行った。

※全世帯とは、町内に住所を有する世帯、自治会、公会所及び公共施設。町内企業については、別途有償販売。



【菰野町の使用している戸別受信機】

管内地図



操作卓

【主な機材】

聴覚障がい者への情報提供のためのファックス

<費用など>

●イニシャルコスト（平成8年度：一般財源及び起債）
およそ4億2,700万円（防災行政無線設置工事費、設計委託費など）

●ランニングコスト（平成9年度以降毎年：一般財源）
戸別受信機購入（毎年100台～200台購入）
およそ370万円～740万円

防災行政無線保守委託料
およそ500万円

●その他（平成21年度：地域活性化生活対策臨時交付金）

戸別受信機購入（1,000台）
およそ3,600万円

※戸別受信機の老朽化による交換頻度の増加により、平成21年度のみ一括購入

<平成20年の風水害時の活用>

●災害対策本部から、大雨洪水警報の発令及び災害対策（警戒）本部設置等を全世帯に情報伝達をした。さらに、避難勧告及び避難指示を対象地域（自治会）に伝達をした。

●加えて、自主避難を自治会長宅から地区情報収集装置を活用して地区内に放送した。

※情報発信は、役場からと自治会長宅に設置の装置から可能である。

役場からは、全町、中学校区単位、小学校区単位、各自治会単位の設定で可能
自治会長宅からも同様の情報発信が可能であるが、ほとんどが当該小学校区や自治会の住民に対する情報提供に用いられる。

なお、別途、職員宅のみや町議会議員宅のみの放送も可能。

<平時の活用>

●戸別受信機の点検を兼ねて、総務課安全安心対策室が担当し、毎日2回（6時50分と18時30分）、行政情報や町の催し物などの案内を放送している。

●そのほか、不審者情報、新型インフルエンザ関連情報、食中毒警報、暴風警報などによる保育園、幼稚園、小中学校の臨時休校などの情報を提供している。さらに、火災発生時は、消防本部から町内全世帯に放送している。

●また、教育委員会及び子ども家庭課から、運動会、遠足などの行事の有無の放送、自治会長から当該自治会行事の有無などの連絡にも用いられている。

●町長自らも町民総ぐるみ総合防災訓練の講評や新年の年頭挨拶などを、全世帯に向けて放送し、情報発信のツールとしても活用されている。



【平時の活用：町長自ら町民に対して情報発信】



<その他>

●このシステムを補完するものとして、聴覚障がい者の希望者に対しては、災害時だけでなく、平時の放送の内容もファックスで情報発信をしている。

●また、不審者情報や災害時の登下校の指示など、主に児童生徒に関わる情報に関しては、携帯電話のメール機能を活用した情報伝達手段もある。

●職員向けには、別途、火災発生時や非常招集の際に、携帯電話のメール機能を用いた一斉情報伝達手段もある。

○無償貸与の開始時期

平成9年3月

○菰野町が風水害に見舞われた際、どのように活用されたか

大雨洪水警報の発令及び災害警戒本部の設置等を全世帯に放送

避難勧告及び避難指示を対象地域（自治会）に災害対策本部（役場庁舎）から放送、また、自主避難を自治会長宅から地区情報収集装置を活用し地区内に放送

○風水害の当時の被害状況、避難状況

平成20年9月2日から3日の集中豪雨で、河川の堤が損壊を受け、防災無線を活用し、町内一部に避難勧告を発令し、町コミュニティセンター、地区集会所など4箇所、225人が避難した。また山間部のキャンプ場利用客数十人が孤立したが、無事救出し人命には影響はなかった。

住家被害は半壊6棟、一部損壊5棟、床上浸水3棟、床下浸水3棟、河川被害15箇所、道路被害19箇所、橋梁2箇所、がけ崩れ4箇所、砂防施設9箇所、水道管流失3箇所であった。

○無償貸与のきっかけ、無償貸与にあつたての考え方、

平成7年1月17日「阪神・淡路大震災」が発生し、大震災において得た教訓として、有線系の場合、断線により通信が不能になったことから、無線によるシステム構築を行い、緊急な通報を必要とする各種災害などの連絡手段として整備を行った。

また、菰野町内には、防災行政無線を整備する以前に、農業協同組合による全世帯加入の有線放送があり、行政情報の発信をしていたことから、全世帯に無償貸与を行った。

○貸与対象者、個数、予算（財源、町単独）等

1) 貸与対象者、個数

町内に住所を有する世帯主と自治会公会所及び公共施設に無償貸与、並びに町内の企業に有償販売

戸別受信機配布数 11,672台

2) 初年度（平成8年度）一般財源及び起債を活用

・ 防災行政無線設置工事費	408,345,099 円
・ 防災行政無線整備事業実施設計委託費	7,828,000 円
・ 戸別受信機管理システム作成委託費	5,974,000 円
・ 防災無線室設置工事費	4,435,180 円
計	426,582,279 円

3) 通 年（平成9年度から）一般財源

・ 戸別受信機購入費（毎年100台～200台を購入）

3,675,000 円～7,350,000 円

・ 防災行政無線保守委託料

4,830,000 円

4) 臨時（平成21年度）地域活性化、生活対策臨時交付金を活用

・戸別受信機購入費（1,000台を購入） 35,700,000円

○普段の活用状況（朝夕、どのような情報を流しているのか）

普段戸別受信機の点検を兼ねて、毎日（朝：午前6時50分、夕：午後6時30分）
各課の行事、催し物の案内を放送

○町のどの部署の職員が、どのような内容を放送しているか

平常時は、各課の行事、催し物の案内を総務課安全安心対策室の臨時職員が放送

緊急時は、

火災の場合、消防本部より町内全世帯に放送

不審者情報、インフルエンザ関連情報、食中毒警報、暴雨警報などによる保育園、幼稚園、小学校、中学校の臨時休校の放送を総務課安全安心対策室の職員が放送

菰野町防災行政無線同報系システム概要

菰野町では、災害時の情報発信手段として、防災行政無線同報系システムを整備し、下記のとおり
の設備を有し、運用を行っている。

※親局の主な設備と機能

◎操作卓

自動プログラム送出装置により、予め定められた時刻に放送が流せる。

◎テレメーター装置

各地区に設置された雨量（5箇所）水位（1箇所）の観測装置により得られたデータを親局設備
で集中管理を行う。

※遠隔制御局の主な設備と機能

◎戸別受信機

戸別受信機の電源は平常時は商用電源を活用し、停電時は単一電池から単三電池の活用出来る。

各家庭や避難場所等に設置する室内型受信装置。親局からの信号を受信すると自動的に放送する。

◎戸別受信機（FAX機能つき）

役場に設置されたファクシミリ装置から、無線により議会議員宅、区長宅、障害者宅に設置されて
いるファクシミリ付戸別受信機へ送信可。

◎戸別受信機の受信エリアの設定

住民向け ＝中学校区・小学校区・各地区・各自治会単位での設定可

議会議員向け ＝上記設定のほか、議員対象放送、FAXの受信が可

区長（自治会長）＝上記設定のほか、区長対象放送、FAXの受信が可

障害者向け ＝上記設定のほか、FAXの受信可

職員向け ＝上記設定のほか、職員向け放送を受信可。

※子局設備の主な機能

◎屋外拡声装置

親局からの信号を受信すると自動的に屋外拡声装置が働き、放送を行う。またリモコンマイクによ
り、ローカルエリアで拡声装置を利用できる

◎電光表示装置

町内に存在する降雨時に路面が水没する、「潜水橋」の両端に設置してある電光掲示板に、親局か
らの制御により、「通行止」と表示する。